平成２６年（フ）第４６５５号
大阪市平野区平野南１丁目４番13号302号室
債務者　森　　禎志
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４５号
東京都立川市高松町３丁目１番４号ドーミー立川２―441号
債務者　佐藤　洋輝
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３１９号
岡山市南区三浜町１丁目３番36号ヴィラウインディアＢ207、旧住所岡山県倉敷市加須山816番地７
債務者　奥井　里果
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６１６号
横浜市泉区緑園１丁目15番地18　マリンテラスＢ号
債務者　八木　則正
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６１７号
横浜市泉区緑園１丁目15番地18　マリンテラスＢ号
債務者　八木芙佐子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７１８号
横浜市中区本牧大里町５番７号
債務者　菊地　　等
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７２７号
横浜市保土ケ谷区仏向町197―１ソラーナ和田町101号、住民票上の住所横浜市鶴見区駒岡５丁目５番41―307号
債務者　筒井　将匡
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１号
栃木県小山市大字土塔234番地33
債務者　阿部　竜一
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第１４５号
鹿児島県いちき串木野市西島平町387番地
破産者　垣田ムツ子
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　当裁判所が平成26年10月14日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「鹿児島県いちき串木野市御倉町103番地３」とあるのを「鹿児島県いちき串木野市西島平町387番地」と更正する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１０７８号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目15番地　グランドウール祥雲、前住所福岡県筑紫野市美しが丘南２丁目６番地１
破産者　西村　典子
1　破産債権の届出期間　平成26年11月21日まで
2　一般調査期日　平成26年12月19日午後４時
平成26年10月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５８２号
福岡市東区西戸崎２丁目11番２号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区西戸崎２丁目28番18号
破産者　藤井　幸広
1　破産債権の届出期間　平成26年11月26日まで
2　一般調査期日　平成26年12月４日午前11時
平成26年10月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５０６号
神奈川県鎌倉市台１丁目８番22号　リーズ湘南大船７号棟104
破産者　一戸　友秋
1　破産債権の届出期間　平成26年12月５日まで
2　一般調査期日　平成27年１月15日午前11時
平成26年11月４日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９７９号
大阪市福島区福島５丁目９番15号
破産者　大洋機工株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
2　一般調査期日　平成27年１月15日午後３時30分
平成26年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４号
埼玉県深谷市人見448番地５
破産者　飛田　　剛
1　破産債権の届出期間　平成26年12月24日まで
2　一般調査期日　平成27年２月10日午前10時
平成26年11月４日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第９５号
山形県東根市大字沼沢2566番地、前住所山形県東根市大字沼沢1604番地
破産者　森谷　恒一
1　破産債権の届出期間　平成27年１月７日まで
2　一般調査期日　平成27年１月22日午後２時
平成26年10月31日　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８６号
釧路市花園町８番17号、破産手続申立時の住所釧路市城山２丁目２番11号
破産者　ヘアーサロンとりつこと　登立　武年
1　破産債権の届出期間　平成27年１月30日まで
2　一般調査期日　平成27年２月18日午後１時30分
平成26年11月４日　　釧路地方裁判所

債権者集会招集

平成２５年（フ）第４９７号
静岡県袋井市堀越３丁目17番地の５
破産者　戸塚　純子
1　期日　平成26年12月９日午前11時
2　会議の目的　財産状況報告集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋
平成26年10月23日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係